

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2 月中旬以降、3 月初旬までに公布または施行された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

〔法律〕

○「中華人民共和国食品安全法」(国家主席令第 9 号、2009 年 2 月 28 日公布、同年 6 月 1 日施行)

従来の「食品衛生法」(全 57 条)を廃止し、「食品安全法」(全 104 条)として新たに制定したもの。主な特徴は、①食品の生産者と販売者に対して一般的な損害賠償のほか、懲罰的な賠償を課したこと(安全基準に適合しない場合、消費者は支払金額の 10 倍の賠償請求が可としている)、②社会団体などが消費者に安全基準に適合しない食品を推薦した場合、生産者と共に連帯責任を負うとしたこと、③国の強制リコール制度を新たに設けるなど責任追及制度を強化したこと、③国務院に食品安全委員会を設置するとしたこと、など。

○「中華人民共和国保険法」(国家主席令第 11 号、2009 年 2 月 28 日改正法公布、同年 10 月 1 日施行)

2002 年に続く 2 回目の改正。保険契約者(被保険者)の権利と保険者の責任・義務の規定を拡充。①保険契約者が事実を告知しない場合に、保険者が契約を解除できる権利を制限、②保険者が提供する保険約款の内容を規範化、③定型の契約書を採用する場合の保険者の義務を厳格化、④保険契約者が事故発生後に通知を怠った場合の、保険者が賠償責任を負わないことについての制限条件を拡大、⑤保険金給付の手続き、期限を明確化、⑥保険対処物件の譲渡について、被譲渡者が保険の権利・義務を承継する場合は保険も継続と規定、など。

〔行政法規〕

○「旅行社条例」(国務院令第 550 号、2009 年 2 月 20 日公布、同年 5 月 1 日施行)

旅行社の設立・経営に関する基本法規。「旅行社管理条例」(2002 年 2 月 1 日改正施行)を廃止し、新たに制定したもの。主な変更点は、①国内旅行社と国際旅行社の最低資本金を 30 万元に一本化したこと(外商投資旅行社にも適用)、②品質保証金の負担を軽減したこと、③外商投資旅行社の出資者要件、支店設立禁止を撤廃したこと、④罰則を強化したこと、など。なお、外商投資旅行社の中国居住者の出国旅行業務については、引き続き取り扱いを禁止しているが、ただし、国務院決定などに別段の定めがある場合を除くとし、将来的に許可する可能性を示している。

〔規則〕

○「非居住者工事作業請負及び役務提供 税収管理暫定施行弁法」(国家税務総局令第 19 号、2009 年 1 月 20 日公布、同年 3 月 1 日施行)

外国企業・個人による中国での工事作業請負と役務提供(修理、技術サービス、教育訓練を含む)にかかる企業所得税、営業税、増値税の徴収に関する規則。非居住者企業は、契約締結後 30 日以内にプロジェクト所在地の税務機関で税務登記を行い、完工後 15 日以内に税務登記抹消を行う。また、税務機関の重点管理プロジェクトの 1 つに、契約額が 5 千万元を超えるものがあげられている。

●「商務部の『国務院弁公庁のサービス・アウトソーシング産業発展促進問題に関する回答書』の転送に関する通知」

20 都市を「中国サービス・アウトソーシングモデル都市」に指定し、指定企業に対して優遇措置を適用することを承認した国務院の回答書を 20 都市の政府に転送したもの。詳細は、下記の

(商資函[2009]4号、2009年1月22日 発布・実施)	解説をご参照。
○『「中外合併、合作放送テレビ番組制作 経営企業管理暫定施行規定」の廃止に 関する決定」(国家放送映画テレビ総 局・商務部令第59号、2009年2月6日 公布・実施)	「外商投資産業指導目録(2007年改訂)」(2007年12月1日実 施)で、放送テレビ番組制作を「合作に限る」としたことに対応し たものと見られる。
○「商務部、財政部、国家税務総局、国家 工商行政管理総局、国家統計局、国家 外貨管理局の2009年外商投資企業合 同年度検査活動の展開に関する通知」 (商資函[2008]93号、2009年2月16 日発布・実施)	年度検査の実施期間は、2009年3月1日から6月30日まで(昨 年と同じ)。資金不足のために出資ができない企業と、金融危機 の影響を受けて設立後に未開業か休業中の企業には、2009年 末までの猶予を認めるとしている。この点は、国家工商行政管理 総局が単独で先に出した通知と同じ。(本誌2月18日号をご参 照。)

●20都市でサービス・アウトソーシングの優遇措置を実施へ

今年1月、サービス・アウトソーシング産業のモデル都市に指定された20都市(注)で実施される優遇措置の概要が固まった。商務部から国务院弁公庁に提案していた措置が承認されたもので、上記表中の商務部通知に示されている。(注)20都市は、北京、天津、上海、重慶、大連、深圳、広州、武漢、ハルビン、成都、南京、西安、済南、杭州、合肥、南昌、長沙、大慶、蘇州、無錫。

優遇措置は全部で6分野16項目があげられているが、そのうち企業に対する直接的な優遇措置をまとめると、次のとおり。どれもインパクトの大きな内容なので、アウトソーシング業務を手がける企業は大いに注目していただきたい。

- ① 蘇州工業園區での試験をベースに、2009年1月1日から2013年12月31日まで、「先進技術型サービス企業」に対し、企業所得税の15%の税率での徴収、従業員教育経費の賃金総額の8%以内での控除許可、オフショアのアウトソーシング業務収入への営業税免除を実施する。「先進技術型サービス企業」の具体的基準は、財政部を初めとする関係部門が別に公布する。
なお、上記の蘇州工業園區での試験の内容、「先進技術型サービス企業」の認定条件、サービス・アウトソーシングの発展政策については、『BTMU中国月報』2008年4月号の拙稿「サービス業の発展に関する政策について」をご参照ください。
- ② 条件に合致し、かつ雇用管理が規範的な先進技術型サービス・アウトソーシング企業に対し、特定の職種で標準労働時間労働制(注:1日8時間、1週40時間)を実施できない場合、所在地の省級人力資源社会保障部門の認可を得て、特別な労働時間制を実施することを許可する。
- ③ 条件に合致する先進技術型サービス・アウトソーシング企業に対し、大学・高専卒以上の学歴を持つ労働者を新規にアウトソーシング業務に採用し、1年以上の労働契約を締結する場合、1人につき最高4,500元の訓練費補助を中央財政から交付する。
- ④ モデル都市の政府に対し、公共サービス・プラットフォームの設備購入・運営費用、アウトソーシング企業のブランド構築、知財保護、国内外での展覧会・見本市への参加、国際資格認証取得などに必要な資金(注:補助金として使用)を中央財政から交付する。
- ⑤ アウトソーシング企業に対し、その特色とニーズに合った金融・保険商品を提供する。一定金額以下のサービス貿易、収益・経常移転の取引での外貨支払について、税務証明の提出を免除する。また、条件に合致したアウトソーシング企業のオフショア業務での口座開設、資金集中などに利便を提供する。

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
国際事業本部 海外アドバイザリー事業部
池上隆介

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**非鉄金属、物流の産業振興計画発表 主要10産業の振興策が出揃う**: 国務院は2月25日、非鉄金属業と物流業の振興計画を採択し、今後3年に亘り実施される主要10産業(*)の振興策が出揃った形となった。非鉄金属業については、生産能力の過剰、需要の落ち込み等による大幅な減産・生産停止に対応すべく、遅れている生産能力の淘汰と産業の集約を図ると同時に、増値税輸出還付の引き上げや政府の備蓄拡大等による支援を行う。物流業については、雇用吸収力があり、他産業や消費の促進効果が大きい産業であるとし、M&Aを通じた大型企業の育成、エネルギー、自動車、医薬等の分野における物流を推進する。

* 主要 10 産業: 自動車、鉄鋼、紡績、設備製造、船舶、電子情報、軽工業、石油化学、非鉄金属、物流。

【産業】

◆**全人代常務委員会「食品安全法」を可決**: 2月28日、全人代常務委員会の審議で「食品安全法」が可決され、今年6月1日から実施される。同時に1995年施行の「食品衛生法」は廃止される。メラミン事件等食品安全問題の再発防止を目指し、食品検査の免除を禁止、統一的な食品安全国家基準の制定、問題のある食品に対する生産停止・回収制度の確立、健康食品の成分・効能明記の徹底、虚偽・誇大広告のモデルと食品生産者に対する連帯責任の追及等の内容が盛り込まれている。

◆**「旅行社条例」公布 外資への中国人の国外旅行業務は解禁ならず**: 国務院は2月20日付で、現行の「旅行社管理条例」の改定版となる「旅行社条例」を公布した。実施は5月1日。登録資本金を従来の海外からの旅行者受け入れ業務に対する150万元と国内旅行業務に対する30万元から30万元に一本化すること等で参入基準を緩和する一方で、消費者保護の為、旅行者との契約内容に関する規定の新規追加や違反した場合の罰則の明確化等により管理を強化している。但し、外商投資旅行会社の業務範囲は国内旅行と海外からの旅行者の受け入れに限定され、期待されていた「中国人の海外旅行」業務については、CEPA(香港・中国との経済貿易緊密化協定)等の別途規定がある場合を除いて引き続き禁止されている。

【金融・為替】

◆**2008年第4四半期貨幣政策執行報告を発表**: 人民銀行は2月23日、「2008年第4四半期貨幣政策執行報告」を発表した。マクロ経済の環境変化を受け、金融政策は2008年年初の引締め基調から年末には適度な緩和へと転換し、5回の人民元貸出金利の引下げと4回の預金準備率の引下げ、貸出総量規制の撤廃等を実施した。2009年は世界的な景気減速の影響で、工業、不動産、貿易等の産業分野の成長鈍化と収益の悪化が予想される中、金融機関の流動性資金の確保、貸出の安定的な増加、人民元のレート形成メカニズムの改善、外貨管理改革の推進等を目標として挙げている。

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2009.02.23	6.8347	6.8340~6.8397	6.8360	-0.0012	7.2827	-0.0030	0.8821	0.0005	8.7975	0.1895	1.0100	2420.28	46.45
2009.02.24	6.8385	6.8372~6.8403	6.8373	0.0013	7.1881	-0.0946	0.8819	-0.0002	8.7140	-0.0835	0.9670	2309.92	-110.36
2009.02.25	6.8380	6.8366~6.8388	6.8374	0.0001	7.0458	-0.1423	0.8818	-0.0001	8.7897	0.0757	0.9000	2316.10	6.18
2009.02.26	6.8387	6.8385~6.8417	6.8400	0.0026	6.9903	-0.0555	0.8820	0.0002	8.7134	-0.0763	0.9500	2226.71	-89.39
2009.02.27	6.8399	6.8394~6.8409	6.8398	-0.0002	7.0041	0.0138	0.8820	0.0001	8.6566	-0.0568	0.9300	2186.63	-40.08

RMB レビュー&アウトルック

今週の人民元は前週末比小幅高となる6.8347でオープン。中国国内においても米ドル買い戻しの動きが見られ、週後半には再び6.8400台まで下落する動きも見られたが、当局は当面の間、現状の為替相場水準を維持するだろうとの思惑が依然として強い中、積極的な商いは控えられ、狭い値動きに終始し、結局6.8398で越週となっている。来週5日より全国人民代表大会(全人代)が開催される予定であり、開幕時に発表が予定される政府活動報告による今年の主な政策目標数値や足元の経済状況分析、および2009年度予算案内容が注目される。すでに4兆元という史上最大規模の景気対策が発表されている中国であるが、2007年に黒字化した財政収支は、2008年は再び赤字に転落しており、巨額な景気対策に対し決して潤沢な財政資金があるわけではなく、予算案内容は注目されよう。尚、上記全人代の会期前および会期中は為替政策および現状の為替相場水準に大きな変化が見られることは稀で、来週も現状水準での推移が予想される。(2月27日)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。